

令和5年度住民税非課税世帯に対する
臨時特別給付金（5万円/児童1人あたり）のご案内



給付金の支給額

児童1人あたり**5万円**

申請期限

令和6年8月31日（消印有効）

（注）期限までに提出がない場合は、給付金は支給されません。

給付対象世帯

令和5年度（令和4年1月～12月までの所得）住民税均等割非課税世帯

令和5年12月1日に糸満市に住民登録がある、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

※以下に該当する世帯を除く
世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯

【具体例】

- ①親（均等割課税）に扶養されている（均等割のみ課税）の単身世帯
- ②子（均等割課税）に扶養されている両親の世帯（均等割のみ課税）



加算対象児童

- 給付対象世帯の世帯員で生計を同一にしている18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）
- 基準日（令和5年12月1日）以降生まれの**新生児**
- 基準日（令和5年12月1日）時点で**別世帯だが生計を同一にしている児童**（単身で寮に入っている児童など）

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している措置入所児童は加算対象外です。

給付金の支給手続き

住民税非課税世帯



【QRコード】
詳細は市ホームページ
でご確認ください。

支給対象世帯へ①支給決定通知書をお送りします。

②申請書対象世帯は給付金窓口にて申請をお願いします。

① 支給決定 通知書

令和5年度住民税非課税世帯の中に、基準日（令和5年12月1日）時点で世帯主と同一世帯（生計を同一にしている）にいる18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童がいる場合、**非課税世帯給付金（7万円）を受給した世帯主の口座へ令和6年4月下旬以降随時振込し、**支給決定通知書を随時発送します。支給決定通知書に記載されている加算対象児童に相違ないかご確認ください。

② 申請書

- 基準日（令和5年12月1日）以降生まれの**新生児**がいる場合
- 基準日（令和5年12月1日）時点で、**別世帯だが生計を同一にしている児童**（単身で寮に入っている児童など）がいる場合

※給付金窓口にて申請をお願いします（令和6年8月31日 消印有効）



- ・基準日（令和5年12月1日）において、糸満市以外の市区町村に住民票がある方については、基準日時点の市区町村にお問い合わせください。
- ・申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。また、意図的に虚偽の申告をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



給付金に関する
「振り込め詐欺」や「個人情報
の搾取」にご注意く
ださい。

警察相談専用電話（#9110）

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方へ

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくことで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができる場合があります。

詳しくは、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

糸満市臨時特別給付金担当窓口（窓口でのご相談は予約制です）

糸満市役所1階ロビーに担当窓口を設置しています。窓口でのご相談は予約制となっていますので、ご予約はコールセンターまでご連絡ください。

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市臨時特別給付金コールセンター

0120-824-288

8:30~17:00 ※土日、祝日は除きます

